

院内感染防止対策指針

東海大学医学部附属八王子病院では、院内感染防止対策を推進するため、本指針を定める。

基本理念

当院は、理念に基づき、感染対策に関する基本姿勢をスタッフへ周知し、患者とその家族に信頼される医療サービスを提供する。医療関連感染対策と、院内感染防止対策委員会を組織し、感染症予防と早期察知、拡大防止のために迅速かつ適切に対応できるよう指針に則った積極的な取り組みを行う。

組織および体制

1 院内感染防止対策委員会（Infection Control Committee : 以下 ICC）

院長は、院内感染の発生を未然に防止するとともに、感染症が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るために必要な事項を審議する院内感染防止対策委員会を設置する。委員会は、月 1 回または必要に応じて臨時に開催する。

2 院内感染防止対策チーム（Infection Control Team : 以下 ICT）

院長は、院内感染予防対策の体制強化、その実践的活動を組織横断的に行うことを目的に、ICT を設置する。ICT は、院内感染事例をリアルタイムで把握し、1 週間 1 回程度、定期的に院内を巡回し対策の遵守状況のモニタリング・指導を行う。

3 抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial stewardship team : 以下 AST）

院長は、抗菌薬の使用状況把握と適正使用の推進を目的に、AST を設置する。AST は、広域抗菌薬使用、菌血症、易感染患者などを対象に主治医の治療方針と抗菌薬使用を経時的に評価し、随時、主治医へ効果をフィードバックする。

4 感染制御部門

院長は、感染制御を推進し、医療の質向上を図るため、院長直轄部署として感染制御部門を設置する。院長は、感染管理者を専任に任命し、院内感染防止対策に関する組織横断的な活動に権限を付与する。感染管理者は、感染管理システム、医療関連感染サーベイランス、感染防止技術、職業感染対策、教育、コンサルテーション、施設管理（ファシリティ・マネジメント）を定期的に評価し、対策改善に務める。感染管理者は、国内外の最新ガイドラインや国の方針を基に、職員が実践可能なマニュアルを ICT と随時作成、更新する。また、地域中核病院の感染管理者として、薬剤耐性菌対策、新興感染症等対応を含む地域感染症対策に務める。

研修

マニュアルに則った標準予防策、感染経路別予防策を周知徹底する。全職員を対象とした研修を年2回以上行うほか、特定の部署・職種・職務内容に応じた教育・研修を随時実施する。

医療関連感染発生状況の報告

感染制御部門は、感染症発生時の拡大防止のための報告システムを明確にする。患者や職員に感染症が発生した場合には、個人情報保護を保護し、感染対策による不利益がないように適切な治療又は療養が受けられるよう、感染対策と倫理的課題を調整する。感染拡大防止のため、患者と家族職員、その他、院内に出入りする者すべてに、治療方針や感染対策の強化を説明する。感染管理者は、重大な院内感染が発生した場合は直ちに病院長に報告するほか、ICC を含む関連委員会に報告する。

医療関連感染発生時の対応

患者の安全確保を最優先として治療を行うとともに、根拠に基づく原因探索や感染症対策に努める。重大な医療関連感染が発生した場合は、直ちに臨時 ICC を招集し、感染拡大防止の施策を決定する。

当該指針の情報開示

院内感染防止対策についての情報は、患者や家族等からの閲覧の希望がある場合にこれに応じるものとする。

その他の基本方針

職員が知っておくべき院内感染防止対策の具体的実施方法に関しては、院内感染防止対策マニュアルを作成し記述しておく。マニュアルは、国内外の最新のガイドラインやエビデンスレベルが高い研究を参考に、当センターの実情に沿って随時見直す。

2003年 4月 1日 制定
2007年 8月 6日 一部改正
2013年 2月 1日 一部改正
2015年 12月 1日 一部改正
2018年 4月 1日 一部改正
2023年 4月 1日 一部改正